

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月16日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	座間市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1464235579776/index.html

執行機関名 座間市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立幼稚園の設置者が行う入園料及び保育料の減免事業に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		座間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第35号)第4条第1号表 第9の項 私立幼稚園の設置者が行う入園料及び保育料の減免事業に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日法律第十八号)第1条	座間市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成7年告示第63号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この告示は、座間市補助金等の交付に関する規則(平成6年座間市規則第6号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、 <u>私立幼稚園の設置者が行う入園料及び保育料の減免事業</u> に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		座間市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成7年告示第63号)